

公立保育所一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書

本仕様書は、秋田市公立保育所から排出される事業ごみ、資源化物（不燃物）および資源化物（古紙類）を収集運搬するため、定めるものである。なお、業務の実施に当たっては、関係諸法令の遵守および官公署等の指導に基づき、適正に実施すること。

1 対象施設

施設名	所在地	電話
寺内保育所	秋田市寺内油田二丁目5番1号	863 - 6253
河辺保育所	秋田市河辺北野田高屋字上前田表68番地1	882 - 3056
岩見三内保育所	秋田市河辺三内字外川原115番地	883 - 2555
川添保育所	秋田市雄和椿川字長者屋敷33番地	886 - 2139

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 収集日

ア 事業ごみ

年末年始を除き、毎週火・金曜日（祝日の場合は、翌日でも可とする。）の週2回とする。

イ 資源化物（不燃物）

月1回とする。

ウ 資源化物（古紙類）

月1回とする。

4 収集時間

- (1) 寺内保育所 概ね午前9時から午後4時30分までとする。
- (2) その他保育所 概ね午前8時から午後4時30分までとする。

5 処理施設

ごみの種類に応じ、秋田市総合環境センター、秋田市リサイクルプラザ又は秋田市内に事業所を有する古紙類受け入れ事業者とする。

6 収集時の注意事項

- (1) 収集時および処理施設搬入時においては、作業事故防止に努めるとともに、施設利用者（特に園児）および業務に支障がないよう、十分注意すること。
- (2) 収集後の後始末は万全を期し、施設等に損害を与えることのないよう配慮すること。
- (3) 運搬車は、ごみが飛散しないように被覆すること。

7 処理手数料

契約金額に含む。

8 収集量見込み

ア 家庭ごみ	26,000 kg
イ 資源化物（不燃系）	350 kg
ウ 資源化物（古紙類）	800 kg

9 その他

- (1) 業務実施に当たっては、施設利用者（特に園児）等の安全確保に留意すること。
- (2) 業務実施に当たって疑義が生じた場合は、必要に応じて担当課と協議の上決定すること。